

平成 27 年 8 月  
国 税 庁

### 平成 26 年度における e-Tax の利用状況等について

国税庁では、平成 26 年 9 月にオンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」（改善取組計画）を策定し、e-Tax の普及及び定着に向けて取り組んでいるところです。

改善取組計画では、e-Tax の利用満足度やオンライン利用率などを評価指標として、平成 28 年度までに達成すべき目標を設定しており、今般、平成 26 年度における実績値が確定しましたので公表します。

《評価指標》	《実績値》	《前年対比》
○ e-Tax の利用満足度（目標：75%）	74.2%	(+0.9 ポイント)
○ 国税庁 HP 「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度（目標：85%）	83.6%	(+0.5 ポイント)
○ オンライン利用率 ※ 手続別の利用率は別紙 1 のとおり		
・ 公的個人認証の普及割合等に左右される 国税申告 2 手続（目標：58%）	53.0%	(+1.1 ポイント)
・ 上記以外の国税申告 4 手続（目標：72%）	71.0%	(+4.1 ポイント)
・ 申請・届出等 9 手続（目標：62%）	58.4%	(+0.7 ポイント)
○ I C T 活用率（目標：72%）	71.8%	(+3.0 ポイント)
※ 手続別の活用率は別紙 2 のとおり 《参考》ICT 活用率は、所得税申告及び消費税申告（個人）の総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数（書面提出分を含む）の占める割合です。		
○ オンライン申請の受付 1 件当たりの費用 （目標：対前年度比減少）	432 円	(▲1 円)

※ 各評価指標の「目標」は、平成 28 年度までに達成すべき目標です。

# e-Tax Information

e-Taxと社会保障・税番号制度の関係（本人確認手続）

## e-Taxなら番号制度導入後も本人確認書類の添付は不要です！

個人が税務署へ申告書等を提出する際には、本人確認をさせていただくことになります。

本人確認書類等は、提出方法により異なります。

給与所得者の医療費控除の申告の例で比較すると、次のとおりです。

### 本人が提出する場合

提出方法	e-Tax（電子申告）の場合	書面提出の場合
必要な添付書類等 (従来)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得の源泉徴収票や医療費の領収証等は、添付省略</li> <li>・電子証明書で本人確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得の源泉徴収票の提出</li> <li>・医療費の領収証等の提出又は提示</li> </ul>

番号制度導入後は、身元確認と番号確認が必要

番号制度導入後	本人の身元確認書類	<input type="radio"/> 添付不要 (電子証明書で確認)	<input type="radio"/> 新たに必要 (個人番号カード等の提示 又は、写しの添付)
	本人の番号確認書類	<input type="radio"/> 添付不要 (地方公共団体情報システム機構への照会等により確認)	<input type="radio"/> 新たに必要 (個人番号カード等の提示 又は、写しの添付)

### 税理士が提出する場合

提出方法	e-Tax（電子申告）の場合	書面提出の場合
必要な添付書類等 (従来)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得の源泉徴収票や医療費の領収証等は、添付省略</li> <li>・税務代理権限証書（データ）又は、納税者本人の利用者識別番号の入力</li> <li>・電子証明書で税理士の本人確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得の源泉徴収票の提出</li> <li>・医療費の領収証等の提出又は提示</li> <li>・税務代理権限証書の提出</li> </ul>

番号制度導入後は、身元確認と番号確認が必要

番号制度導入後	代理権の確認書類	<input type="radio"/> 添付不要 (税務代理権限証書（データ）で確認)	<input type="radio"/> 不要 (税務代理権限証書で確認)
	代理人の身元確認書類	<input type="radio"/> 添付不要 (税理士の電子証明書で確認)	<input type="radio"/> 新たに必要 (税理士証票の提示又は、写しの添付) ※1件別に必要です。
	本人(納税者)の番号確認書類	<input type="radio"/> 添付不要 (地方公共団体情報システム機構への照会等により確認)	<input type="radio"/> 新たに必要 (個人番号カード等の写しの添付) ※1件別に必要です。

法人番号で



わかる。



つながる。



ひろがる。

# 法人の皆さんに 法人番号をお届けします。

**法人番号**(13桁)は広く一般に  
公表され、どなたでも自由に  
ご利用いただけます。

平成27年10月から、  
1法人に1つ法人番号を指定し、  
「登記上の本店所在地」に  
通知書を郵送します。

※ 法人の支店・事業所等や個人事業者は  
対象ではありません。



インターネットで

名称

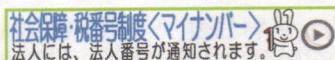
所在地

法人  
番号

が公表されます。

名称・所在地の変更登記がお済みでない場合は、管轄の法務局で申請手続をお願いします。

法人番号の最新情報は、国税庁HPのトップページの



をクリック

マイナンバー制度に関するお問合せは

マイナンバーのコールセンター  
(全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178

# 法人の皆さんに法人番号をお届けします

## ～まもなく通知が始まります!!～

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

平成27年10月から、個人番号及び法人番号が通知され、平成28年1月から国税分野においても順次、利用が開始されます。

### 1 法人番号の概要 ~法人番号の3つのキーワード「指定」「通知」「公表」~

「指定」 法人番号は国税庁長官が、①株式会社等の設立登記法人のほか、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に対して1法人1つの番号（13桁）を指定します（※1）。

「通知」 法人番号の指定を受けた法人等の登記上の本店又は主たる事務所の所在地に通知書を郵送します（※2）。

「公表」 法人番号の指定を受けた法人等の3情報（①名称、②所在地、③法人番号）を、インターネット（国税庁法人番号公表サイト）で公表します。

（※1）法人の支店・事業所や個人事業者、民法上の組合等には指定しません。

（※2）通知先には、国税に関する法律に規定する届出書に記載された所在地を含みます。また、地域ごとに順次通知していくこととしております。具体的なスケジュールや通知方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

### 2 法人番号の活用メリット

法人番号で わかる。 つながる。 ひろがる。

法人番号を使うと、以下のようなことができるようになります。

わかる。

法人番号により法人等の名称・所在地がわかる。

（例）法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能

つながる。

法人番号を軸に法人等がつながる。

（例）複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

（例）行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人側の負担が軽減

### ◎社会保障・税番号制度の詳細やお問合せは

#### 社会保障・税番号制度の最新情報やお問合せ

内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>）やマイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル 0570-20-0178）をご利用ください。

#### 国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページの をクリック <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

国税庁法人番号公表サイト（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>）（平成27年10月開設）では、法人等の3情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索・閲覧などができます。

最新情報は随時更新しますので、それぞれのお知らせコーナーをご覧ください。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん



## 法人番号の「通知・公表」開始スケジュールについて

平成27年9月8日  
国税庁法人番号準備室

国税庁は、行政手続における特定の個人を識別するための法人番号の利用等に関する法律上、法人番号の付番機関とされており、平成27年10月5日(月)の同法施行を迎え、法人番号の通知、公表等について、具体的なスケジュールを以下のとおり予定していることから、前もってお知らせいたします。

なお、法人番号は広く一般にご利用いただくことを前提としており、10月5日(月)にインターネット上に「国税庁法人番号公表サイト」を開設し、基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)を順次掲載し、公表します。

## 1 法人番号指定通知書の発送等

## (1) 設立登記法人及び国の機関・地方公共団体

設立登記法人については、10月22日(木)から11月25日(水)の間に、都道府県単位で7回に分けて発送を予定しています。  
また、公表については、通知したものから順次行うこととしており、初回は10月26日(月)を予定しています。

※ 具体的な都道府県別の法人番号指定通知書の発送日は別表のとおりです。

なお、国の機関・地方公共団体については、10月22日(木)の発送、10月26日(月)の公表を予定しています。

## (2) 設立登記のない法人及び人格のない社団等

設立登記のない法人及び人格のない社団等については、11月13日(金)に発送する予定です。

公表については、設立登記のない法人は、11月17日(火)に行う予定です。

また、人格のない社団等は、あらかじめ代表者又は管理人の同意を得たもののみ公表することになっているため、公表に同意する旨の書面(法人番号指定通知書に同封する「法人番号等の公表同意書」)を国税庁において收受したものから順次公表する予定です。

## 2 法人番号指定通知書の送付先

法人番号指定通知書は、設立登記法人については、登記上の所在地、設立登記のない法人及び人格のない社団等については、税務署に提出している申告書・届出書に記載の所在地へ送付いたします。

別表「法人番号の通知書発送及び公表予定日」

	指定対象法人の所在地(地域)等	通知書発送予定日	基本3情報の公表予定日
設立登記法人 (国の機関・地方公共団体等含む)	国機関・地方公共団体 東京都23区 (千代田区、中央区、港区)	平成27年10月22日 (木)	平成27年10月26日 (月)
	東京都23区 (千代田区、中央区、港区以外)	平成27年10月26日 (月)	平成27年10月28日 (水)
	東京都(23区外)、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県	平成27年10月28日 (水)	平成27年10月30日 (金)
	埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	平成27年11月4日 (水)	平成27年11月6日 (金)
	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府	平成27年11月11日 (水)	平成27年11月13日 (金)
	大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山县、広島県、山口県	平成27年11月18日 (水)	平成27年11月20日 (金)
設立登記のない法人・人格のない社団等	徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成27年11月25日 (水)	平成27年11月27日 (金)
	全国一斉	平成27年11月13日 (金)	・設立登記のない法人については11月17日(火) ・人格のない社団等については、公表に同意する旨の書面を国税庁において收受したものから順次公表

※ お手元に通知書が届くのは、郵便事情にもよりますが、発送予定日の2日後から3日後となる見込みです。

### 3 郵便物(法人番号指定通知書)の差出人

法人番号指定通知書の差出人は、以下のとおり国税庁長官官房企画課法人番号管理室です。

〒113-8582

東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎

国税庁長官官房企画課 法人番号管理室

[ページの先頭へ戻る](#)

## 法人番号指定通知書の送付先、様式及び記載事項

### ○ 法人番号指定通知書の送付先

法人番号は、「法人番号指定通知書」を郵送することによりお知らせします。

法人番号指定通知書の「送付先」は、

設立登記法人については、商業登記上の本店又は主たる事務所の所在地

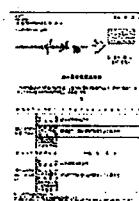
設立登記のない法人及び人格のない社団等については、税務署に提出されている申告書・届出書に記載の所在地

外国法人等で国内における事務所又は営業所を有する場合は、税務署に提出されている申告書・届出書に記載された日本国内の主たる事務所若しくは営業所の所在地又は納税管理人の所在地になります。

### ○ 法人番号指定通知書の様式

法人番号指定通知書のイメージ及び記載事項は、以下のとおりです。

法人番号指定通知書のイメージ



(通知書をクリックすると拡大します)

### ○ 法人番号指定通知書の記載事項

#### ① 法人番号(13桁)欄

指定した13桁の法人番号が記載されています。

#### ② 「法人番号指定年月日」欄

法人番号を指定した年月日が記載されています。

#### ③ 「法人番号の指定を受けた者」欄

通知書右上部に表示されている通知書の作成日現在において当庁が保有する登記情報や税務署への届出情報等(以下「登記情報等」といいます。)に基づいて次のとおり記載されています。

「商号又は名称」欄は、登記情報等に記載されている名称を記載。

「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、登記情報等に記載されている所在地を記載。

「国内における主たる事務所等の所在地」欄は、法人番号の指定を受けた者が外国法人である場合に、国内における主たる事務所又は営業所の所在地を記載。

#### ④ 「国税庁法人番号公表サイトの表記」欄

名称及び所在地にJIS第3・第4水準や規格外の文字が含まれる場合、国税庁法人番号公表サイトで公表する場合の表記内容が記載されています。

JIS第3・第4水準(例えば、旧字体・中国簡体字)や規格外の文字(独自に作成された文字)は、国税庁法人番号公表サイトの利用者が使用するパソコン・タブレット・スマートフォンの環境により、入力や表示ができないといった問題が生じることがあるため、当庁が保有する登記情報等の名称及び所在地に用いられている文字を、あらかじめJIS第1・第2水準(例えば、常用漢字)に書き換えて表示します。

例えば「法」の字(旧字体)は「法」(常用漢字)に書き換えて表示します。

(注) 人格のない社団等の基本3情報は、あらかじめ法人番号等の公表同意書に基づく代表者又は管理人の同意がない場合には公表されません。この欄に記載があることをもって、公表されるものではありません。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 通知書の郵送区分及び送付する際の同封物(リーフレット等)

	設立登記法人	設立登記のない法人・人格のない社団等
郵送区分	普通郵便	簡易書留郵便
同封物	【リーフレット】 法人番号のお知らせ 社会保障・税番号制度の概要	【リーフレット】 法人番号指定通知書をお届けした旨さまへ 法人番号のお知らせ 社会保障・税番号制度の概要 【法人番号指定・通知・公表に関する確認書類】 法人番号の指定に関するお尋ね(※1) 法人番号等の公表同意書(※2) 返信用封筒(※3)

### ※1 法人番号の指定に関するお尋ね

この書類は、法人番号の適正な指定及び公表のため、設立登記のない法人及び人格のない社団等の皆さまに法人番号指定通知書に印字された情報をご確認いただくためのものです。

### ※2 法人番号等の公表同意書

人格のない社団等については、基本3情報の公表にあたって、あらかじめ代表者又は管理人の同意を得る必要がありますので、公表に同意する場合は、同封する「法人番号等の公表同意書」を提出していただくことになります。

なお、公表に同意しない場合には、「当該同意書」の提出は必要ありません。

### 【公表に同意する場合の留意事項】

人格のない社団等の代表者又は管理人が公表に同意した場合、インターネット(国税庁法人番号公表サイト)により基本3情報を公表します。

また、公表に同意した後、商号や主たる事務所の所在地に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表します。

「法人番号等の公表同意書」及び「公表の同意を撤回する旨の届出書」(様式については、10月5日(月)以降、国税庁法人番号公表サイトに掲載予定)の提出に当たっては、次の点についてご留意願います。

■ 国税庁法人番号公表サイトには、各法人の情報を検索・閲覧する機能以外に、各法人の情報をダウンロードする機能があります。これら2つの機能で提供する基本3情報は、それぞれ更新期間が異なります(検索・閲覧機能は随時更新され、ダウンロード機能は一定期間ごとに更新されます)。このため「公表の同意を撤回する旨の届出書」が提出され、同サイトの画面で基本3情報を閲覧することができなくなってしまっても、ダウンロード用のデータにはその更新期限まで一時的に基本3情報が残ります。

■ 基本3情報は国税庁法人番号公表サイトで公表後、広く一般に利活用されるため、「公表の同意を撤回する旨の届出書」を提出して公表を取りやめた場合でも、一度インターネットに公表した情報の流通を完全に止めることは事実上不可能となります。

■ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、行政機関の長等は国税庁長官に対して基本3情報の提供を求めることができるとされています。このため、公表の同意が得られない場合であっても、他の行政機関の長等に基本3情報を提供することができます。

なお、提供された情報は、各行政機関等において守秘義務が課された情報として十分注意して取り扱われることとなります。

### ※3 返信用封筒

「法人番号の指定に関するお尋ね」の回答用紙及び「法人番号等の公表同意書」を提出する際には、同封の返信用封筒(料金受取人払郵便)をご利用ください。

[ページの先頭へ戻る](#)

### 法人番号の指定を受けるための届出

法人番号の指定を受けていない設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等であって、法人番号の指定を受けようとする法人等の代表者又は管理人の方には、番号法施行日(平成27年10月5日(月))以降、国税庁法人番号公表サイトに掲載する様式「法人番号の指定を受けるための届出書兼法人番号等の公表同意書」に必要事項を記入及び記名押印の上、添付書類とともに国税庁法人番号管理室に郵送又は持参により、提出していただくことになります。

#### (届出書の提出先)

〒113-8582

東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎

国税庁長官官房企画課 法人番号管理室

※ 国税局・税務署では、「法人番号の指定を受けるための届出書兼法人番号等の公表同意書」の受付は行っていません。

#### 【番号法施行日直後に届出書を提出される場合の注意事項】

「法人番号の指定を受けるための届出書兼法人番号等の公表同意書」は、平成27年10月5日(月)から受付を開始しますが、10月30日(金)までに提出された届出書については、届出内容の審査に時間を要することから、平成27年11月13日(金)以降に通知することになります。

## 法人番号指定通知書に関するお問合せ

送付された通知書の内容に関してご不明な点などがある場合は、マイナンバーのコールセンターへご連絡ください。

### 《マイナンバーのコールセンター》

マイナンバー  
ナビダイヤル:0570-20-0178 (外国语は0570-20-0291)

平成27年10月から平成28年3月までの期間は、平日9:30から20:00(土日祝日は17:30)まで  
※ 年末年始を除く

平成28年4月以降は、平日9:30から17:30まで  
※ 土日祝日・年末年始を除く

[ページの先頭へ戻る](#)

## 国税庁法人番号公表サイトの各機能・サービスの提供開始日

国税庁法人番号公表サイトの各機能・サービスの提供開始日は、下表のとおりです。

機能・サービスの名称	サービス開始日
検索・閲覧機能	平成27年10月26日(月)以降、順次、法人番号指定通知書の発送が完了した地域の情報を検索・閲覧することが可能となる。
ダウンロード機能	
Web-API機能	平成27年12月1日(火)
情報記録媒体によるデータ提供	

(注)

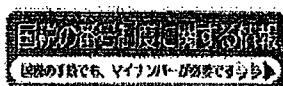
検索・閲覧機能の画面は、平成27年10月5日(月)からご利用いただけますが、検索・閲覧機能のサービス開始日(10月26日(月))に、国税庁法人番号公表サイトに法人基本3情報を登録するため、サービス開始日前に利用しても「入力された条件に該当するデータが存在しません。」というメッセージが表示され、検索・閲覧できません。

「国の機関、地方公共団体」の基本3情報は、検索・閲覧機能で確認する方法に加え一覧表形式でも平成27年10月26日(月)より公表する予定です。

基本3情報について、検索・閲覧が可能となるのは、法人番号指定通知書の発送の2日後(土日、祝日は除く)の夕刻以降になります。

国税庁法人番号公表サイトURL : <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>  
(平成27年10月5日開設)

公表サイトの各機能について詳しく知りたい方は、「[法人番号の公表機能について詳しく解説します。](#)」をご覧ください。

[ページの先頭へ戻る](#)

事業をされている方や番号を取扱う方に、国税のマイナンバーに関する情報を掲載しています。

番号制度の概要、メリットや今後のスケジュールについて分かりやすく解説しているサイトに移動します。

番号制度の概要、メリットや今後のスケジュールについて分かりやすく解説しているサイトに移動します。